



定期報告 告示改正への対応について

国土交通省告示第 974 号および第 53 号「定期調査(点検)報告の調査・点検の項目、方法および結果の判定基準等の改正」が令和 7 年 7 月 1 日より施行となりました。

当センターが定期報告制度に係る一部の業務を受託している兵庫県ならびに県内の特定行政庁(神戸市を除く。以下、県内特定行政庁)では、建物所有者の負担軽減等の観点から、各行政庁が規則を改正し、**国告示改正により建築設備や防火設備等に移行された検査項目の一部等を特定建築物の調査項目に付加し、従前どおり特定建築物定期調査の調査項目として規定**しています。

<参考> 兵庫県建築指導課HP
「重要なお知らせ 告示改正への対応について」は[こちら](#)

県内特定行政庁の特定建築物・建築設備・防火設備の定期報告の調査・検査の方法は以下の通りです。

1 特定建築物

防火設備の**常時閉鎖扉の状況**は**従前通り**原則特定建築物の調査項目です。

(1) 常時閉鎖防火設備(常閉防火扉)については、以下に掲げる**各階の主要なもの**が調査対象です。

- ① 避難経路に設けられたもの
- ② 吹き抜きに面して設けられたもの
- ③ 日常の通行が多く開閉作動の頻度が高いもの
- ④ その他安全上必要なもの

(2) **換気設備、可動式防煙壁、排煙設備、非常用照明の作動の状況等**は**従前通り**原則特定建築物の調査項目です。

(3) 新たに**スプリンクラー設備(大規模木造建築物に限る)**の調査が追加されました。設置の状況について特定建築物にて報告ください。

(4) 非常用エレベーターの作動の状況は **昇降機の定期検査報告** の区分に変更されました。

2 建築設備

指定の建築規模、設備ならび報告種別、検査方法に変更はありません。

3 防火設備

指定の建築規模、防火扉ならび報告種別、検査方法に変更はありません。